池田町下水道事業経営戦略

（計画期間：令和６年度から令和 15 年度）

令和６年度（令和７年３月）改定

池田町建設水道課

池田町下水道事業経営戦略

目　　次

1　経営戦略策定の背景及び改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　池田町下水道事業の事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3　将来の事業環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

4　経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

5　投資・財政計画（収支計画）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

6　経費回収率の向上に向けたロードマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

7　経営戦略の事後検証、更新等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

8　投資・財政計画（計画表）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

1　経営戦略策定の背景及び改定の趣旨

（1）経営戦略改定の背景と目的

下水道事業は、生活排水を適切に処理することによって、衛生的で快適な生活環境を確保するためや浸水の防除、公共用水域の水質保全など重要な役割を担っています。このため、下水道事業は本町行政においても、公衆衛生の向上、水質保全の観点から重要な事業として位置づけられています。

本町の下水道事業は、昭和 59 年度に供用を開始し、下水道施設の整備を進めてきており、令和 5 年度末時点で、処理区域内人口 4,576 人で、そのうちの水洗化済人口は 4,383 人、水洗化率は 95.8%となっています。今後、本町の人口減少等による使用料収入の減少や老朽化した管路や設備の修繕・更新に伴う事業費の増加など経営環境は厳しさを増すことが予想されます。さらには、近年頻発している水害や地震等の自然災害対策や地球環境温暖化対策に取り組みつつ、事業の持続性を担保する必要性が高まっています。そこで、昭和 59 年度に運転を開始した現在の池田町下水終末処理場（以下「処理場」という。）の老朽化と相まって、持続可能な下水道施設とするための処理施設の再構築を検討すべく、「池田町公共下水道基本構想計画」を令和 4 年度に策定し、処理場を改築する方向性を決定しました。さらには、令和 5 年度に「池田町公共下水道基本計画」を策定し、新しい処理施設の概要や施設規模、事業費等の検討を行っています。

このような厳しい状況を迎えるなか、総務省は、今後の下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくために、経営環境の変化に適切に対応し、中長期的な視点に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化を図ることを全国の下水道事業に求めています。また、令和 4 年度にはより質の高い経営戦略となるように経営戦略を令和 7 年度までに改定することを求めています。

本町の下水道事業においては、令和元年 4 月 1 日より地方公営企業法の財務規定等を適用することとし、それを受け、令和 2 年度に令和 2 年度から令和 12 年度を計画期間とする経営戦略を策定しました。しかし、処理場の改築に係る事業費や近年の物価上昇等を反映することによって、より継続的かつ安定的な事業運営が可能かどうかを確認する必要があることから、令和 2 年度に策定した「池田町下水道事業経営戦略」を今般見直し、改定を行うこととします。

（2）計画期間

総務省の「経営戦略策定・改定ガイドライン（平成 31 年 3 月 29 日策定)」では、事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10 年以上の合理的な期間を設定することとされていますが、本町の下水道事業においては、今後、処理場の改築を行う大型投資が予定されていることから、本経営戦略の計画期間は、令和 6 年度から令和 25 年度の 20 年間の事業計画を見据え、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とします。

2　池田町下水道事業の事業概要

（1）事業の現況

①施設

本町の下水道事業は、昭和 50 年度に事業認可を受け、昭和 59 年度に処理場の運転を開始し、今日まで整備を進めてきています。処理場は、供用後管渠整備の進捗に合わせて平成８年度に施設の増設を行い、現在の施設規模に至っています。

現在の処理場は供用開始後 40 年を経過していることから設備・機器の老朽化が著しく、令和４年度に策定した「池田町公共下水道基本構想計画」に基づき、今後、近年の人口減少等の社会動向を反映したなかで、全面改築する方向性を決定しています。

【事業の概要】

供用開始年度	昭和 59 年度（昭和 60 年 3 月 31 日）
供用開始後年数	40 年
排除方式（分流・合流の別）	分流式
処理方式	標準活性汚泥法
流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	１区（池田町全域）
処理場数	１箇所（池田町下水道管理センター）
ポンプ場数	１箇所（利別川中継ポンプ場）
法適・非適の区分	全部適用（平成 31 年４月１日から）
広域化・共同化・最適化実施状況	該当する取り組みは無し

【事業の状況】　（令和５年度末現在）

A	行政人口	5,980 人	
B	事業計画人口	4,650 人	令和６年度事業計画変更予定
C	処理区域内人口	4,576 人	
D	水洗化人口	4,383 人	
E	普及率	76.5%	C／A
F	水洗化率	95.8%	D／C
G	全体計画面積	366.0ha	
H	事業計画面積	366.0ha	
I	処理区域面積	331.0ha	
J	処理区域内人口密度	13.8 人／ha	C／I
K	年間総処理水量	627,715 ㎥	
L	年間総有収水量	478,028 ㎥	
M	汚水管渠延長	51.8 ㎞	池田地区 36.3 ㎞　利別地区 15.5 ㎞

②下水道使用料

◆下水道使用料体系の概要・考え方

本町の下水道使用料は、下水道供用開始時から住民負担が過大にならないよう考慮して、使用の用途に応じた種別を分類し、毎使用月において排除した汚水の量に応じ、定額制の基本料金に従量制の超過料金を合算する「二部使用料制」を採用しています。また、汚水の量の算定は水道水を使用した場合は水道水の使用水量と同量とすることとしています。

各用途における基本使用料と超過使用料は下表のとおりです。

【池田町の下水道使用料料金表】

給水の区分	種別	基本料金		超過料金
		基本水量	基本料金	（1㎥につき）
水道水使用の場合	家事用	8㎥まで	1,476円36銭	184円54銭
	業務用	12㎥まで	2,212円72銭	184円54銭
	工業用	20㎥まで	3,690円90銭	184円54銭
	浴場営業用	1㎥につき　24円54銭		
水道水以外の水を使用の場合	浴場営業用	1㎥につき　24円54銭		
	その他	1㎥につき　184円54銭		

※使用者が排除した汚水の量に応じ、基本料金と超過料金の額の合計額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を下水道使用料の額とする。

下水道使用料の金額は、水道料金とともに5年ごとに開催している「池田町水道料金等審議会（以下「審議会」という。）」で審議されています。直近では、令和3年度に審議会を開催し、慎重審議の結果を受け、令和4年度から令和8年度の5年間の料金設定を行っており、今後も5年ごとに料金改定の必要性を検討していきます。

下水道使用料体系は、営業費用及び資本費用を回収できるように設定すべきものであり、また、将来の経営環境の変化に応じた施設更新の観点からは資本維持費も回収すべき原価に含めることも検討すべきです。一方で、令和5年度の経費回収率は60.57%であり、このような状況下であるべき下水道使用料体系へ移行することは容易ではないため、まずは経費回収率の改善に取り組んでいくことが重要です。

◆条例上の使用料（20㎥あたり・税込）

令和3年度　4,059円　　令和4年度　4,059円　　令和5年度　4,059円

※一般家庭における20㎥あたりの使用料

◆実質的な使用料（20㎥あたり）

令和3年度　4,285円　　令和4年度　4,298円　　令和5年度　4,318円

※料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの

③組織

◆職員数

令和６年４月１日現在、水道事業・下水道事業担当職員として建設水道課長（水道技術管理者）以下８名で構成しています。内訳は、建設水道課長１名、建設水道課主幹１名、水道業務係２名、水道施設係４名となります。職員給与費は、水道事業会計に４名、下水道事業会計に４名を計上しています。なお、両会計に業務量に応じて人件費の費用負担割合を算出し、負担金により調整を図っています。

図表１　上下水道担当職員の職種と年齢構成

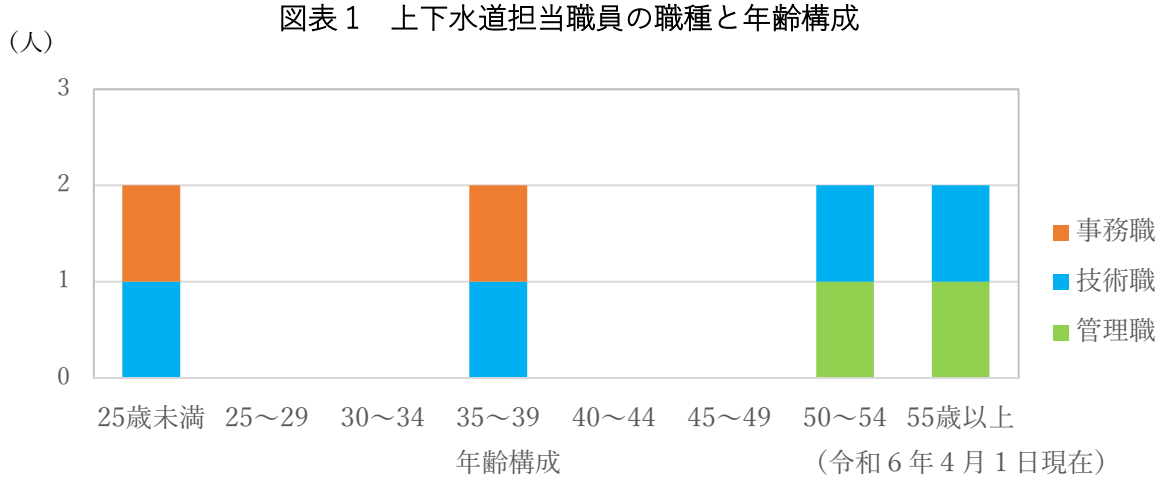

◆事業運営組織

令和元年度当初の法適用時には上下水道課として事業運営を開始しましたが、同年８月の機構改革により建設課と統合し、建設水道課となっています。

建設水道課は、建設管理係、土木係、建築係、水道業務係、水道施設係の５係で構成し、水道及び下水道事業は、水道業務係と水道施設係が所管しています。

図表２　池田町建設水道課の運営組織図

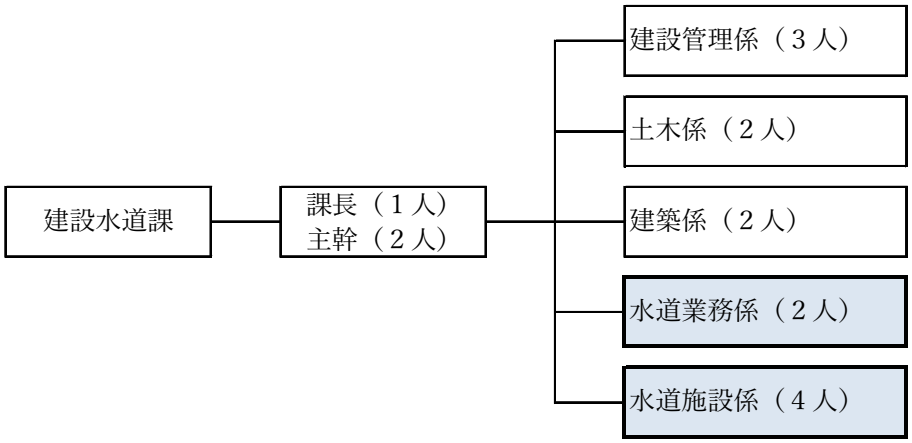

（２）民間活力の活用等

①民間活用の状況

（ア）民間委託（包括的民間委託を含む）

汚泥処理業務、清掃汚泥・し渣処分業務、脱水ケーキ運搬業務、分析業務、消防設備点検、電気工作物保安管理業務、受電設備点検業務、処理場各種設備点検業務等を民間企業に委託をしています。

（イ）指定管理者制度

受託できる民間企業等の存在など、費用抑制・効率性が認められないため、指定管理者制度の導入予定はありません。

（ウ）ＰＰＰ・ＰＦＩ

効果を発揮できる民間企業の存在など、活用による効果が認められないため、導入の予定はありませんが、使用料収入の減少、職員の不足等の課題から、官民連携の可能性について研究していく必要があります。

②資産活用の状況

（ア）エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

現在は、効果的にエネルギー利用を図れる規模ではないため検討していませんが、今後、新処理場への更新の際は、下水熱や再生エネルギーの利用方法を研究、検討し、ランニングコスト等の削減を目指します。

（イ）土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

処理場は河川敷地内に立地しているため、独自の有効活用は困難と判断し検討していません。

（３）経営比較分析表を活用した現状分析

総務省では、公営企業の経営及び施設の状況を表す主要な経営指標とその分析で構成される「経営比較分析表」を公表しており、本町の下水道事業の経営状況は次のとおりです。

この経営比較分析表では、経営や施設の状況を表す各種の指標を示し、経年比較や類似団体との比較、分析を行い、経営の現状や課題などを把握することが可能となるものです。

なお、本町の下水道事業は令和元年度から地方公営企業法の法適化へ移行しました。法非適用事業では、経常収支比率や経費回収率、汚水処理原価の算出方法が異なるため、令和元年度以降の数値により分析を行っています。

①経常収支比率（%）

〖算出式〗：経常収益÷経常費用×100

〖指標の意味〗：当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

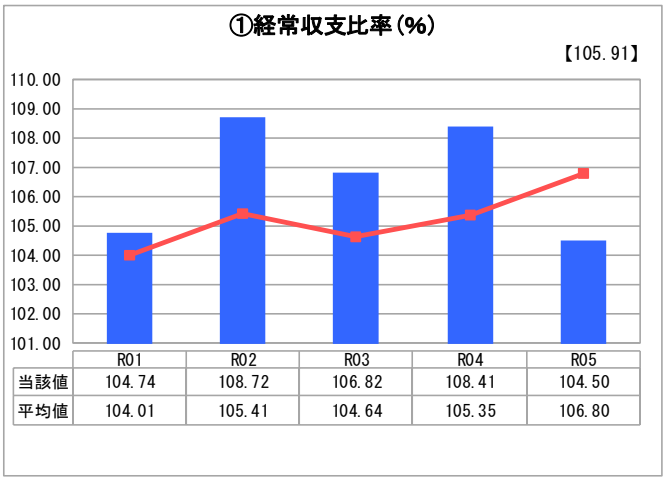

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	104.74	108.72	106.82	108.41	104.50
平均値	104.01	105.41	104.64	105.35	106.80

経常収支比率は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要となります。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

本町においては、令和５年度まで常に 100%を上回っており黒字を継続していますが、令和５年度は初めて類似団体平均値を下回っていることから、維持管理費などの更なる削減に向けた取り組みが必要となります。

②経費回収率（%）

〖算出式〗：下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100

〖指標の意味〗：使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標で、使用料水準等を評価することが可能です。

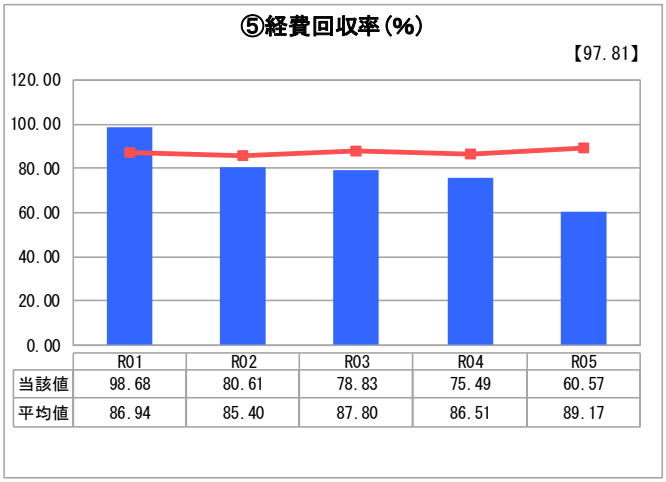

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	98.68	80.61	78.83	75.49	60.57
平均値	86.94	85.40	87.80	86.51	89.17

経費回収率は、使用料で回収すべき経費（汚水処理経費）をどの程度使用料で賄えているかを表す指標で、100％以上であれば汚水処理経費を使用料で賄えていると判断できます。数値が 100％を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

本町においては、令和５年度まで常に 100％を下回っており、また年々減少傾向で、令和５年度は 60.57％となっています。また、類似団体平均値と比較しても令和２年度以降、下回る値で推移しています。この状況は汚水処理経費が使用料以外の収入によって賄われていることを意味しており、汚水処理経費の抑制を図るとともに、使用料が適正なものとなっているか検証を行う必要があります。

経費回収率は国土交通省等の国の省庁も注視すべき指標としており、向上に向けては、「６　経費回収率の向上に向けたロードマップ」で詳細に検討します。

③汚水処理原価（円）

〖算出式〗：汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量

〖指標の意味〗：有収水量１㎥当たりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

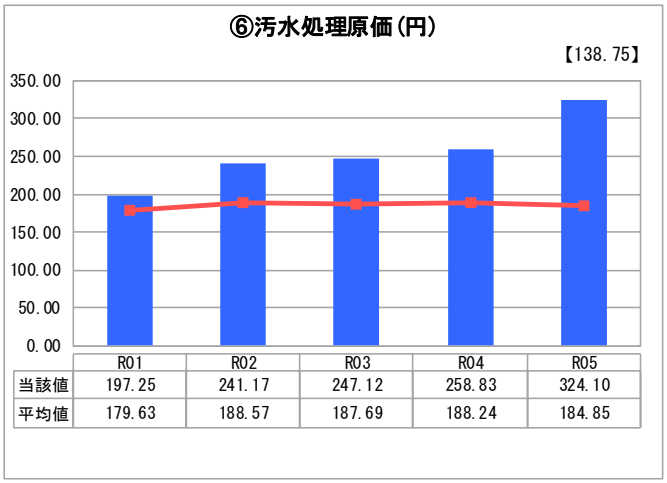

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられており、経年比較や類似団体との比較等により状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値になっていることが求められます。

本町においては、令和元年度以降、上昇傾向となっており、また、類似団体平均値と比較しても高い原価となっています。施設の老朽化により維持管理費用が増加していることが要因と考えられ、汚水処理施設の改築を確実に進め、汚水処理経費の抑制を図るとともに、不明水の原因究明と対策を早急に検討し、有収水量を増加させる取り組みが必要となります。

④水洗化率（%）

〖算出式〗：現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口

〖指標の意味〗：現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

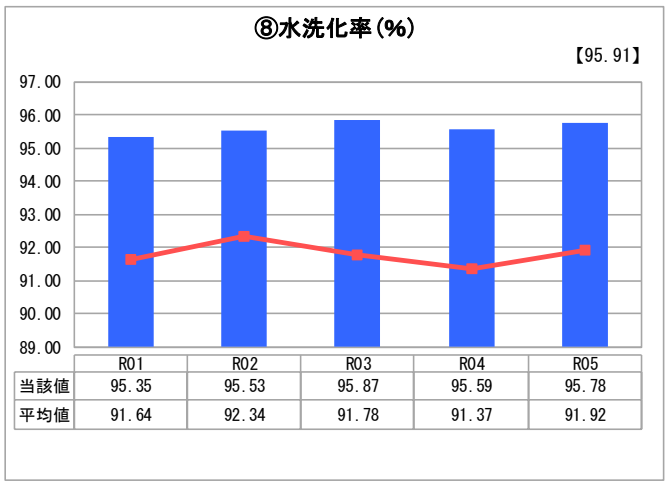

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	95.35	95.53	95.87	95.59	95.78
平均値	91.64	92.34	91.78	91.37	91.92

水洗化率については、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100%になっていることが望ましいとされています。

本町においては、令和５年度は 95.78%で 100%に近い高い水準と維持しており、類似団体平均値と比較しても高い数値となっています。しかし、水質保全の観点や使用料収入の増加を図るためにもさらなる水洗化率の向上に向けた下水道への接続促進の取り組みが必要となります。

⑤有形固定資産減価償却率（%）

〖算出式〗：有形固定資産減価償却累計額

÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100

〖指標の意味〗：有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。

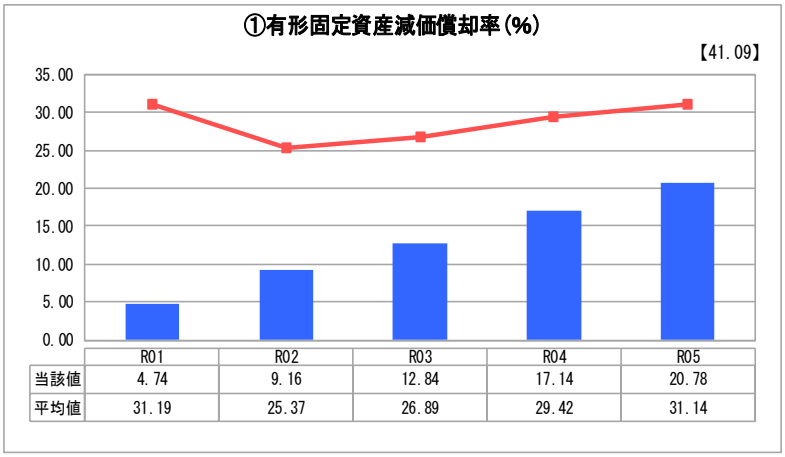

	R01	R02	R03	R04	R05
当該値	4.74	9.16	12.84	17.14	20.78
平均値	31.19	25.37	26.89	29.42	31.14

本町においては、類似団体平均値より低い水準となっていますが、令和元年度以降、年々上昇しています。供用開始後、相当年数が経過しており、汚水処理設備の老朽化による維持管理や更新の経費の増加が見込まれ、経営環境の悪化の要因になっています。より一層効率的な検討を行い、汚水処理を安定的に継続するため効率的な資金投下を行う必要があります。

なお、本町の下水道事業は令和元年度より地方公営企業法の財務規定等を適用することとし、移行時点で減価償却を終了している資産は残存価額で計上していることから、有形固定資産減価償却率は他団体と比較しても低い数値をなっています。しかし、このことは減価償却が終了し耐用年数を超えた資産が多く存在することを表していると言えます。

⑥経営比較分析表を活用した現状分析の全体総括

池田町下水道事業の経営比較分析表を分析すると、経費回収率が低く、汚水処理原価が高い現状が読み取れ、また、有形固定資産減価償却率では資産の老朽化が進行しており、これらの対策と改善が今後の大きな課題となります。

今後も下水道使用料収入の減少は続くことが予想され、人口減少による影響は避けられません。経費回収率や汚水処理原価は、いずれも汚水処理費が増加していることが悪化の要因であり、処理場の老朽化に起因する修繕等の維持管理費用を抑制していく必要があります。また、現在の処理場は当初計画処理人口約１万人を想定した処理施設で、現在の人口に見合わない規模の大きい施設となっており、非効率的な処理場を維持している現状にあります。

これらの課題を解決するために、新処理場の建設に当たっては、現状と将来の人口減少等の社会情勢の変化や執行体制の脆弱化を見据え、適切な処理場諸元、処理方式など効率的な検討を行い、汚水処理費の削減を目指していく必要があります。また、現在の下水道使用料が適正か否かの判断を行い、使用料収入の確保も検討しなければなりません。

3　将来の事業環境

（１）池田町の人口の予測

池田町の行政人口の平成 22 年度以降の実績値と令和 7 年度以降の推計値を以下のグラフに示します。池田町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和３年３月改正）における「池田町人口ビジョン」の将来人口推計（将来展望）によると、本町の将来の人口推計は下表のとおりです。

これによると、平成 27 年度 7,097 人と 30 年後の令和 27 年度 3,506 人を比較すると 3,591 人（△50.6%）減少する見通しとなっています。

図表３　池田町行政人口の実績と予測

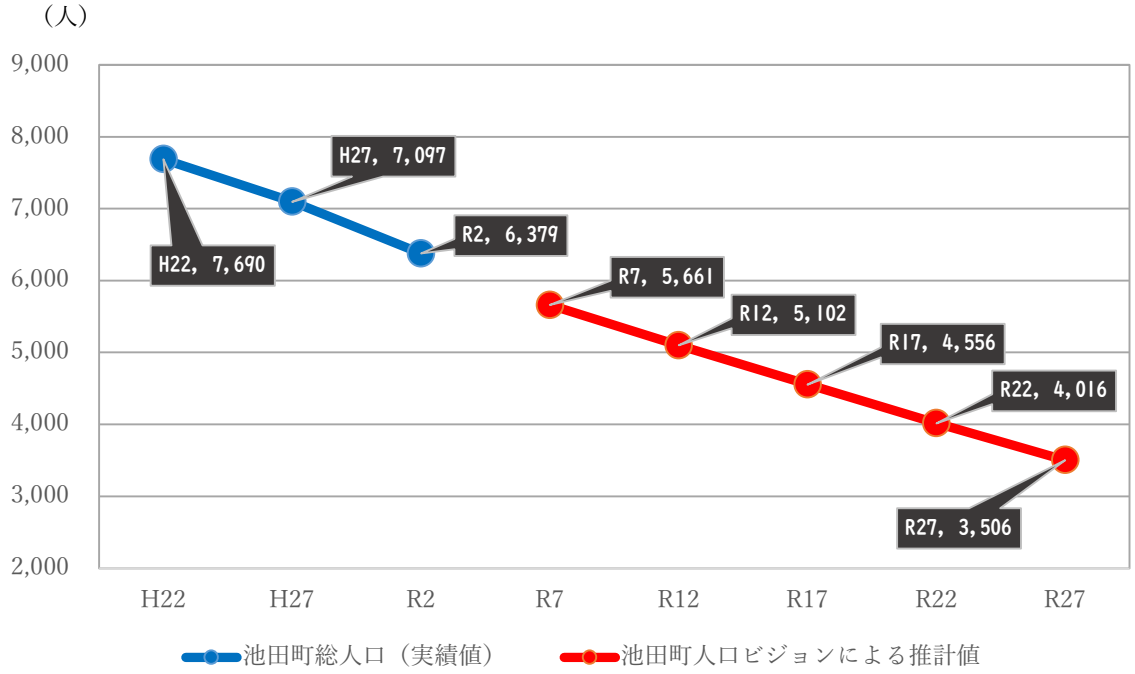

（２）処理区域内人口の予測

池田町の処理区域内人口の平成 22 年度以降の実績値と令和 7 年度以降の推計値を以下のグラフに示します。処理区域内人口は、処理区域外から処理区域内への人口の流入があることを想定し、令和５年度に策定した「池田町公共下水道基本計画」に基づき、行政人口の 77%で推計値を求めています。

処理区域内人口は、実績値・推計値ともに減少傾向にあり、平成 27 年度 5,260 人と 30 年後の令和 27 年度 2,700 人を比較すると 2,560 人（△48.7%）減少する見通しとなっています。また、本経営戦略の計画期間である令和 15 年度の推計人口は下記のとおりとなります。

行政人口　　：令和５年度末（実績）5,980 人　　令和 15 年度末（推計）4,775 人
処理区域内人口：令和５年度末（実績）4,576 人　　令和 15 年度末（推計）3,676 人

図表４　処理区域内人口の実績と予測

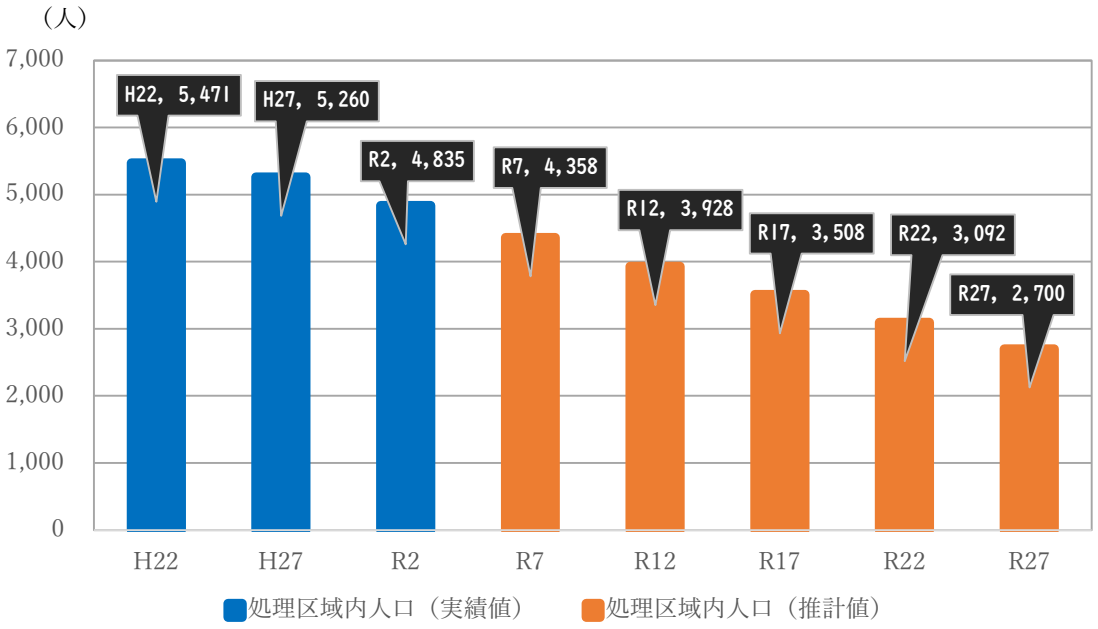

（３）有収水量の予測

有収水量の平成 22 年度以降の実績値と令和 6 年度以降の推計値を以下のグラフに示します。令和 6 年度から令和 15 年度までの有収水量の推計値は、過年度の平均有収水量原単位（101.14 ㎥／人）に処理区域内人口を乗じて推計値を求めています。

これによると、令和 5 年度 478,028 ㎥と 10 年後の令和 15 年度 371,790 ㎥を比較すると 106,238 ㎥（△22.2%）減少する見通しとなっています。

有収水量：令和 5 年度末（実績）478,028 ㎥　　令和 15 年度末（推計）371,790 ㎥

図表５　有収水量の実績と予測

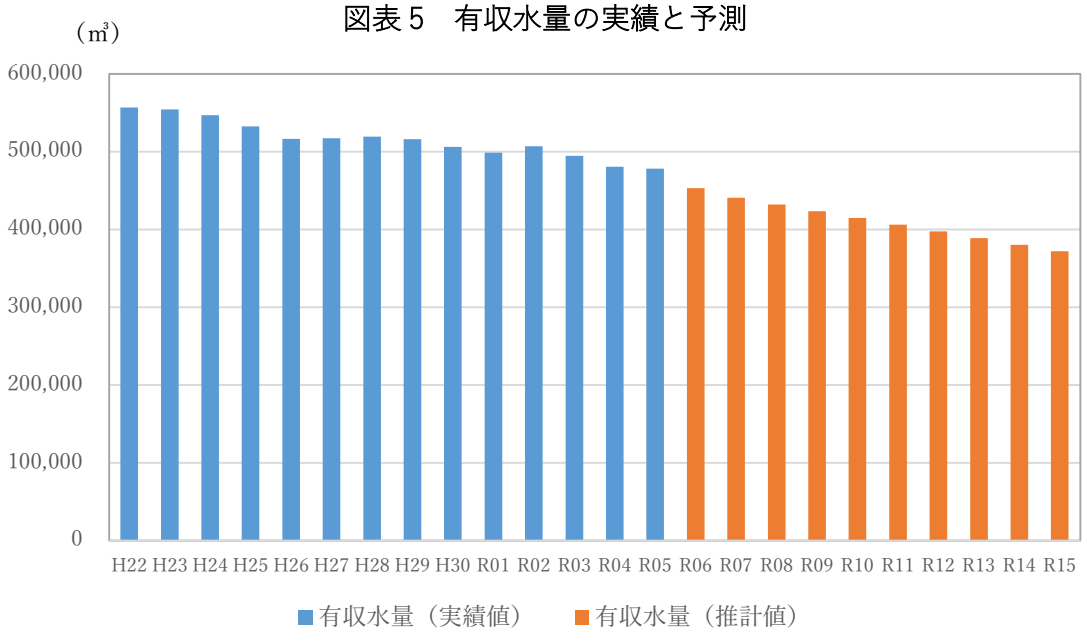

（４）使用料収入の見通し

令和５年度の下水道使用料収入の決算は、93,834 千円（税抜）となっています。令和６年度以降の推計値については、過去５年間の減少率から、毎年度、家事用は人口減少等を考慮して、△0.60%、業務用は事業者の休廃業用を考慮して、△3.80%減少することを見込んでいます。工業用、その他用は、令和３～５年度の平均値、浴場営業用は令和６年度以降、同額として予測しています。

下水道使用料収入：令和５年度（実績）　　93,834 千円
　　令和 15 年度末（推計）　　87,608 千円

図表６　下水道使用料の実績と予測

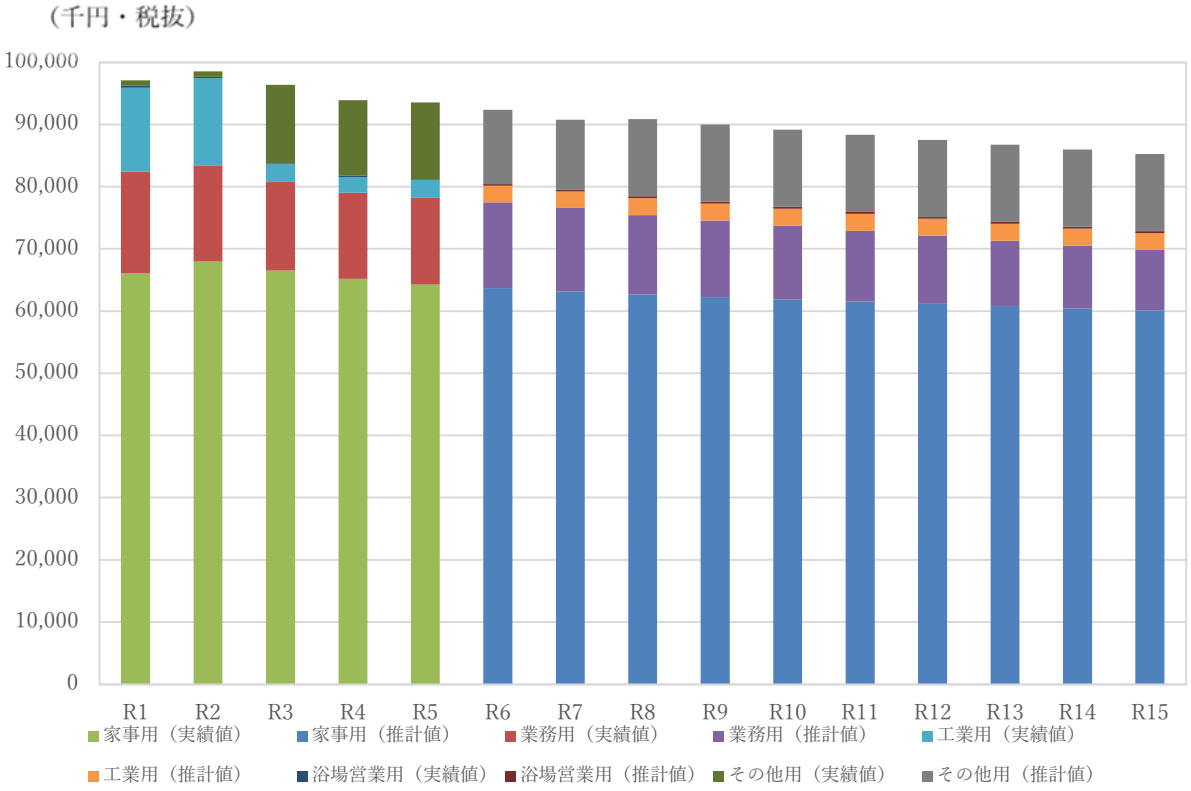

なお、下水道使用料収入の見通しについては、上記の過去の増減率から予測する方法のほかに、下水道使用料単価をもとに、行政人口や処理区域内人口から予測する方法も検討する必要があります。

（５）施設の見直し

昭和 59 年度に供用開始した現在の処理場は、供用開始後 40 年を経過し、設備・機器の老朽化が著しく、令和４年度に策定した「池田町公共下水道基本構想計画」に基づき、今後、近年の人口減少等の社会動向を反映し、全面改築を行い、安定的な汚水処理を行うこととしています。

新処理場の建設事業は、「５．投資・財政計画」に詳細な計画を掲載しますが、令和９年度から令和 12 年度にかけて建設工事を行い、令和 13 年度の供用開始を目指しています。その後、令和 15 年度までに現処理場の解体撤去工事、令和 16 年度に不明水対策施設への改造工事を終え、全体の事業が完了する予定です。

管渠については供用開始から 30 年以上経過し、現況確認を進め効率的かつ計画的な更新計画策定を目指します。

（６）組織の見直し

下水道事業の職員数については、池田町全体で適正な定員管理に努めるなかで、水道事業とも連携しながら必要最小限の人員で事業運営に取り組んできています。将来的な事業運営にあたっては、人事異動等により職員の交代を円滑に進め、また、技術の継承が確実に行えるよう、マニュアルの作成や共有、研修の充実を図り、現状の組織体制を維持していきます。

4　経営の基本方針

公営企業は、公共の福祉の増進を図るため、地方公営企業法に基づき、上下水道や病院など住民の日常生活や地域の発展に欠くことのできない重要なサービスを提供する重要な役割を果たしていますが、その経営においては事業ごとに特別会計を設置し、独立採算を原則とした自立的な事業活動を行うこととなっています。しかし、公営企業をめぐる経営環境は、施設の老朽化による維持管理・更新費用の増大や人口減少による料金収入の減少等で厳しさが増しつつあります。

本町の下水道事業においても例外ではなく、人口減少等の社会情勢の変化、供用開始後40年が経過し、今後進行する施設の老朽化に対応するための施策など多くの課題を抱えています。一方で、公衆衛生の向上と快適な生活環境の形成を図るため、安定した下水道事業サービスの提供を将来にわたり継続していくことが必要となります。

そのような環境のもと、本町の下水道事業は、以下の3点を経営の基本方針として、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定、見直しを行い、経営基盤の強化を図りながら、持続可能な下水道事業を推進していきます。

《経営の基本方針》

①適切で計画的な事業執行

本町の下水道事業は、平成31年4月1日に地方公営企業法の適用を受けたことから、今後、資産管理を踏まえた経営に取り組む必要があります。また、令和13年度に新処理場の供用を開始する予定であり、そこでの建設投資に伴う後年度の元利償還金や減価償却費の負担を充分考慮し、財源が限られる中で、適正な事業計画と財政計画を基に、会計の透明性を高め、効率的な事業運営と将来にわたる財政基盤の構築を目指します。

②効率的・効果的な事業運営

処理設備の老朽化が進んでいるため、効率的な設備投資に取り組みます。特に新処理場の建設は多額の建設投資となることから、資金の管理と執行を効果的に行い、将来にわたり安定的な経営を目指します。

また、水道事業との連携により相互に効果的な事業運営を図ります。

③費用負担の適正化と使用料等の収入確保

経営基盤の強化のため、収入の確保に努めるとともに、一般会計繰入金等の負担区分の適正化を図ります。また、公平な費用負担のため、使用料の徴収強化など適切な収入確保に努めるとともに、国や北海道からの補助金や交付金、企業債の資金を有効的に活用し、的確に調達します。

5　投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり（39 頁から 42 頁）

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①計画の前提条件

◆全体条件

・新処理場建設、現処理場解体撤去に係る事業費は、令和 5 年度に策定した「池田町公共下水道基本計画」に定めた事業費とし、その財源内訳は、国庫補助金（社会資本整備総合交付金）50%、下水道債 25%、過疎債 25%とする。

・日本下水道事業団管理諸費（管理諸費には工事監理費を含む。）は、新処理場改築事業期間全体の管理諸費合計を 280,000 千円とし、各年度の工事事業費において按分し、割り振る。

・下水道債、過疎債の借入利率は 1.00%と設定する。また、償還年限は、法定耐用年数に応じ、土木建築工事 40 年（うち据置期間 5 年)、機械電気工事 20 年（うち据置期間 3 年)、解体撤去工事 10 年（うち据置期間 1 年）を基本とする。

・令和 14 年度、令和 15 年度に予定している現処理場の撤去解体工事においては、下水道債や過疎債を充当することを想定し、集計している。また、既存の処理場の建物全てを解体した事業費としており、減価償却費、資産減耗費も建物全てを解体したことを想定し集計している。

・新処理場に係る減価償却費は、令和 13 年度からの供用開始を予定していることから令和 14 年度から減価償却を開始することとする。また、現処理場に係る減価償却費は、運転を終了する予定の令和 13 年度で終了することとする。

・解体撤去工事に係る詳細設計、工事費用は、資産を形成するものではないので、収益的支出で整理し、減価償却費にも含めない。

・過疎債償還に対する一般会計補助金、一般会計出資金は、普通交付税措置を満額受けられるように下水道事業会計で償還する過疎債元利償還金の 100%とし、下水道債の元利償還金に係る繰入金は計上しない。

・令和 5 年度までは決算額、令和 6 年度は最終予算額、令和 7 年度は当初予算額を基本に計上する。

◆個別条件

【収益的収入（税抜)】

・下水道使用料（営業収益）

家事用は令和元～ 5 年度の平均減少率△0.60%、業務用は平均減少率△3.80%を基に積算する。工業用、その他用は令和 3 ～ 5 年度の平均額、浴場営業用は 1 件のみであ

ることから令和６年度と同額とする。

・他会計負担金（営業収益）

一般会計負担金は、雨水施設に係る減価償却費、長期前受金戻入、企業債償還利子を基に積算する。

・他会計補助金（営業外収益）

分流式下水道経費補助金：下水道事業会計全体の減価償却費、長期前受金戻入、企業債償還利子を基に積算。

水質規制費補助金：総係費職員人件費の３ヶ月分とする。

水洗便所等普及費補助金：総係費職員人件費の３ヶ月分の半額とする。

不明水処理費補助金：令和５年度の決算額に固定（特定収入）。

高資本費対策経費補助金：現処理場の運転を行う令和 12 年度まで 55,000 千円、令和 13 年度以降は 50,000 千円に固定。

過疎債償還利子補助金：借入済の過疎債と、集計表により新たに借り入れる過疎債の償還利子の全額を計上。

児童手当補助金：令和５年度の決算額に固定。

負担軽減補助金：現処理場の運転を行う令和 12 年度まで 10,000 千円に固定し、（特定収入）。令和 13 年度以降は皆減とする。

・他会計負担金（営業外収益）

水道会計負担金は、令和９年度まで令和２～５年度の平均額に平均昇給率 1.44%を乗じて積算する。令和 10 年度以降は 6,000 千円に固定。

・国庫補助金（営業外収益）

社会資本整備総合交付金は、令和 12・14・15 年度に計画している現処理場の解体撤去に係る詳細設計、工事費用に対する国庫補助金を計上する（特定収入）。

・長期前受金戻入

すでに計上されている長期前受金戻入額に、新処理場建設に係る国庫補助金の戻入額を反映し積算する。現処理場に係る分は運転を終了する令和 13 年度で戻入を終了し、未収益化分は令和 13 年度に一括して計上する。新処理場に係る分は令和 14 年度から戻入を開始する（減価償却費と同様の整理）。

・雑収益

過去５年間の平均額に固定。

※令和 14～15 年度に計画している現処理場の解体撤去（詳細設計、解体工事費、管理諸費）に係る下水道債、過疎債は、公営企業会計制度上、収益的収入に計上できない（３条予算なお書きで処理）。

【収益的支出（税抜）】

・管渠費

過去５年間の平均額を基本に、物価上昇の影響を受ける見込みのある科目は増加率を乗じて、積算する。

・処理場費

職員人件費：現状の 2 名分の人件費を計上し、平均昇給率 1.44%を乗じて積算する。

修繕費：令和 10 年度まで物価上昇による増加率を乗じて積算する。令和 13 年度以降は、新処理場の運転開始に伴い修繕費用は減少することを想定し、令和 13 年度は 10,000 千円、令和 14 年度以降は 5,000 千円に固定する。

委託料：令和 13 年度から修繕に係る委託料は減額になることを想定し、修繕とは関係のない委託料（汚泥処理業務、点検業務等）を 15,000 千円に固定する。令和 12 年度に既存処理場解体撤去に伴う詳細設計委託業務 18,182 千円を、令和 14 年度に既存処理場解体撤去に伴う下水道事業団管理諸費 20,000 千円を、令和 15 年度に同様の管理諸費 66,727 千円を追加する。

その他：過去 5 年間の平均額を基本に、物価上昇の影響を受ける見込みのある科目は増加率を乗じて、積算する。

・業務費

令和 9 年度まで過去の平均増加率 2.40%を乗じて積算する。

・総係費

職員人件費：現状の 1 名分の人件費を計上し、平均昇給率 1.44%を乗じて積算する。

負担金：令和 9 年度まで過去 5 年間の平均額に平均増加率を乗じて積算する。令和 10 年度以降は 13,000 千円に固定する。

その他：過去 5 年間の平均額を基本に、物価上昇の影響を受ける見込みのある科目は増加率を乗じて、積算する。

・減価償却費

すでに取得済の固定資産の減価償却費に、新処理場建設に係る減価償却費を反映し積算する。現処理場に係る分は運転を終了する令和 13 年度で減価償却を終了させ、新処理場に係る分は供用開始の翌年度の令和 14 年度から減価償却を開始する。

・資産減耗費

現処理場が令和 13 年度に運転終了になることに伴い、関係する資産の減価償却の未償却分（残存価額）を除却費用として令和 13 年度に一括計上する。

・支払利息及び企業債取扱諸費

企業債利息：借入済の起債の償還利子に、集計表により新たに借り入れる起債借入額の償還利子を反映し積算する。

一時借入金利息：新処理場の建設工事、解体撤去工事が実施される年度において、運転資金が一時的に枯渇することが想定されることから、各年度に 90 日分の借入利息を計上する。

・雑支出

過去 5 年間の平均額に固定。

・固定資産除却損

令和 14 年度に既存処理場の機械電気撤去工事、令和 15 年度に既存処理場の土木建築撤去工事の工事費用を特別損失として計上する。

【資本的収入（税込)】

・企業債

建設企業債（下水道債・過疎債）は、新処理場建設により予定される起債借入額を計上する。資本費平準化債は、今後の動向が不透明のため未計上とする。

・出資金

借入済の過疎債と新処理場建設、現処理場解体撤去により新たに借り入れる過疎債の償還元金の全額を一般会計出資金として繰り入れることとする。

・国庫支出金

社会資本整備総合交付金は、新処理場建設により予定される交付見込額を計上する（特定収入)。

・他会計負担金

水道会計負担金は、令和９年度までは令和３～５年度の平均額に平均昇給率 1.44%を乗じて積算する。令和 10 年度以降は 5,700 千円に固定。

・負担金及び分担金

受益者負担金、受益者分担金ともに、過去５年間の平均額に固定。

【資本的支出（税込)】

・処理場改良費

委託料：新処理場建設に係る集計表により、新処理場建設詳細設計、日本下水道事業団管理諸費を計上する。

工事請負費：令和６年度は現処理場受変電設備更新工事を予定し、令和９年度以降は、新処理場建設に係る集計表により、新処理場建設工事を計上する。

・管渠建設費

職員人件費：現状の１名分の人件費を計上し、平均昇給率 1.44%を乗じて積算する。

工事請負費：令和９年度まで過去５年間の平均額に物価上昇に見込み、増加率を乗じて積算する。令和 10 年度以降は 3,300 千円に固定。

・固定資産購入費

過去５年間の平均額に固定する。令和 13 年度に新処理場内の備品類整備に 2,200 千円を追加する。

・企業債償還金

借入済の起債の償還元金に、集計表により新たに借り入れる起債借入額の償還元金を反映し積算する。

②収支計画のうち投資についての説明

◆投資の目標

公衆衛生の向上と快適な生活環境の形成を図るため、管渠及びポンプ場施設の整備は、特定の年度の工事費が増大しないように毎年度平準化した投資・更新を行っていきます。

昭和 59 年度に供用開始した処理場の設備・機器については老朽化が著しく、令和 4 年度に策定した「池田町公共下水道基本構想計画」、令和 5 年度に策定した「池田町公共下水道基本計画」に基づき、今後、近年の人口減少等の社会動向を反映し、全面改築を行い、安定的な汚水処理を行います。

◆投資の試算

経営戦略の計画期間である令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間の投資計画は次のとおりとなります（新処理場の建設事業は、令和 16 年度までの一体的事業であるため、下表は令和 16 年度まで掲載）。

【現施設の整備】

年度	整備内容	事業費
令和 6 年度	マンホールポンプ所更新工事	80,000 千円
	現処理場の受変電設備更新工事	11,000 千円
令和 7 年度	現処理場の受変電設備更新工事	2,640 千円

【新処理場の建設】

年度	整備内容	事業費
令和 4 年度	基本構想計画策定委託業務	8,910 千円
令和 5 年度	基本計画策定委託業務	19,800 千円
令和 6 年度	下水道事業計画変更委託業務	8,000 千円
令和 7 年度	詳細設計委託業務（既存施設アスベスト調査）	5,000 千円
	詳細設計委託業務（新処理場）	120,000 千円
	日本下水道事業団管理諸費	7,000 千円
令和 8 年度		
令和 9 年度	土木建築工事①（水処理棟）	543,000 千円
	日本下水道事業団管理諸費	30,000 千円
令和 10 年度	土木建築工事①（管理棟）	271,000 千円
	土木建築工事②（水処理棟）	545,000 千円
	機械電気工事①（水処理棟）	545,000 千円
	日本下水道事業団管理諸費	76,000 千円
令和 11 年度	土木建築工事②（管理棟）	144,000 千円
	機械電気工事①（管理棟）	144,000 千円
	機械電気工事②（水処理棟）	693,000 千円
	日本下水道事業団管理諸費	55,000 千円
令和 12 年度	機械電気工事②（管理棟）	234,000 千円
	詳細設計委託業務（既存施設解体撤去）	20,000 千円
	日本下水道事業団管理諸費	14,000 千円

年度	整備内容	事業費
令和 13 年度	新処理場供用開始	
令和 14 年度	機械電気解体撤去工事（既存施設）	393,000 千円
	日本下水道事業団管理諸費	22,000 千円
令和 15 年度	土木建築解体撤去工事（既存施設）	1,310,000 千円
	日本下水道事業団管理諸費	72,000 千円
令和 16 年度	不明水対策施設改造工事	72,000 千円
	日本下水道事業団管理諸費	4,000 千円
合　計		5,355,710 千円

※新処理場の建設事業は、令和 9 年度から令和 12 年度にかけ建設工事を行い、令和 13 年度の供用開始を予定しています。その後、令和 14 年度と令和 15 年度に現処理場の解体撤去工事、令和 16 年度に不明水対策施設への改造工事を行い、全体の事業が完了する予定です。

※公共汚水桝新設工事は、実施個所を見込めないため、各年度、過去の実績額に応じて計上しています（令和 10 年度以降は、3,300 千円）。

※管渠の更新は、本事業年度内の計画としては含めていません。

◆広域化・共同化・最適化に関する経費

広域化に関する経費は、本町及び近隣市町村における計画及び方向性が定まっていないため、関連した経費は計上していません。

◆投資の平準化

本経営戦略の計画期間中には、処理設備の老朽化による新処理場の建設を予定しています。この事業は多額の建設投資となり、その財源として活用する企業債の元金償還金は令和 12 年度までは減少傾向となりますが、新処理場の建設に伴い、令和 13 年度以降は増加傾向となり、令和 17 年度が償還のピークになる見込みです。国庫補助金等の積極的な活用を行い、企業債を借り入れる場合も普通交付税の手厚い起債を優先的に借り入れ、なおかつ償還期間を極力長期間にするなど、単年度の負担が重くならないよう投資経費の平準化に努めます。

◆民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

有効な民間活力手法が想定されていないため、収支計画において算定していません。

◆防災・安全対策に関する事項

下水道施設は住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが重要であることを踏まえ、令和 5 年度に池田町下水道業務継続計画（下水道ＢＣＰ計画）を策定しました。

③収支計画のうち財源についての説明

◆財源の目標

公衆衛生の向上と快適な生活環境の形成を図るため、安定した持続可能な下水道事業を継続していくには、一般会計繰入金に依存する割合が高くなりますが、一定水準に抑制しながら資金確保を図り、健全で安定した事業継続のための指標を設定しています。

【目標値】

・黒字経営の維持（目標値：経常収支比率　100％以上）
・未収金の回収（目標値：収納率　現状維持（99％以上））
・一般会計繰入金の抑制
（目標値：一般会計繰入金（一般会計自主財源負担額）140,000 千円以下）

◆使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

今後、本町の人口減少が想定されることから、過去の平均増減率を踏まえた使用料収入とし、厳格な滞納整理により収納率の向上を図り、安定的な財源確保に努めます。

また、使用料の適正化のため、水道料金等審議会開催時には使用料の改定の必要性を検討し、消費税率改正時には使用料に適切に反映します。

なお、現状の事項推計に基づく使用料収入の見通しは13頁にグラフを示しています。令和６年度以降の推計値については、過去５年間の平均増減率から、家事用は人口減少等を考慮して△0.60％、業務用は事業者の休廃業用を考慮して△3.80％減少することを見込んでいます。工業用、その他用は、令和３～５年度の平均値、浴場営業用は令和６年度以降、同額として予測しています（令和６年度は最終予算額、令和７年度は当初予算額）。

使用料で回収すべき経費（汚水処理費）を、どの程度使用料で賄えているかを示す経費回収率を向上させるためには、経費削減の取組のほか、使用料収入の増額を検討する必要があります。

下水道使用料を改定した場合のシミュレーションについては、経費回収率の向上に向けたロードマップの頁（35 頁・36 頁）に後述します。

十勝管内18町村(帯広市を除く)の下水道使用料の比較は次表のとおりとなります。

図表７　十勝管内町村の下水道使用料（家事用 20 ㎥使用時　円／月・税込）

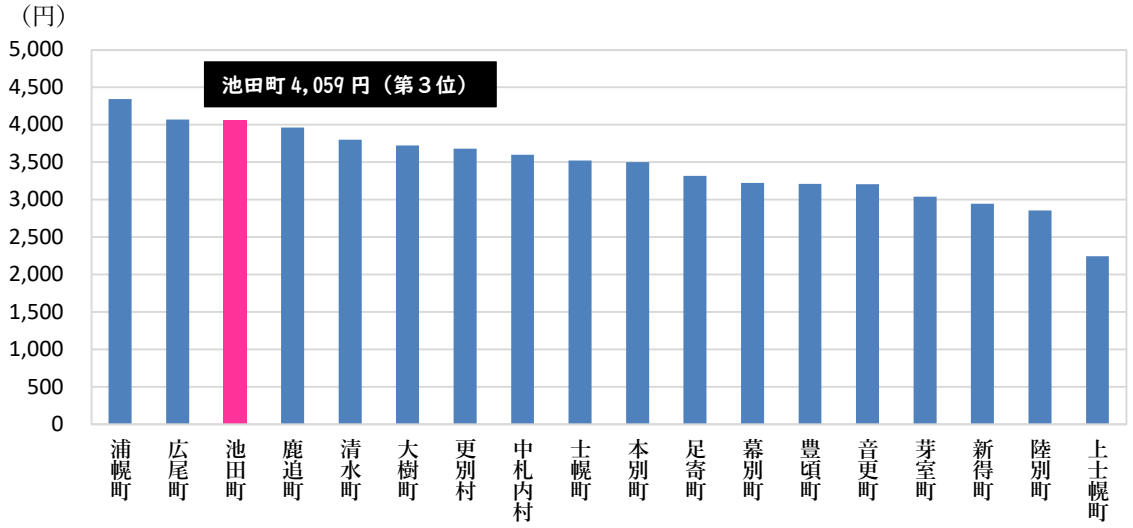

図表８　十勝管内町村の下水道使用料（家事用 100 ㎥使用時　円／月・税込）

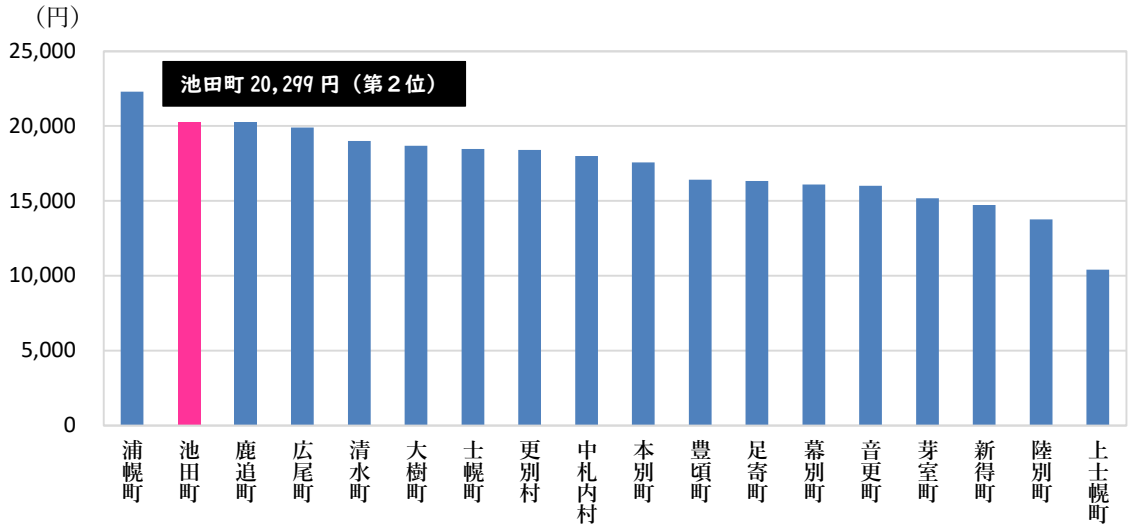

十勝管内 18 町村（帯広市は除く）の下水道使用料を比較すると、本町の下水道使用料は、十勝管内でも上位に位置しており、使用料をさらに値上げする際には住民の理解を得るには丁寧な説明が必要となることが予想されます。

◆企業債に関する事項

建設改良費は、国庫補助金を最大限有効活用することを前提に、国庫補助金等で賄えない財源には下水道事業債と過疎対策事業債の各起債を財源として積算しています。

資本費平準化債は、過年度の発行額と将来推計分を鑑みて発行可能額の全額を借り入れる計画としています。

起債の償還は、耐用年数を考慮しながら償還年数を極力長期に設定し、償還の平準化

を図ることによって財務的な安全性を高め、安定経営に努めます。

下表の「企業債元利償還金の実績と予測」、「企業債残高の実績と予測」では、令和９年度から本格的に始まる新処理場建設事業に伴い、借り入れる企業債が多額となることから、企業債元利償還金は令和 17 年度、企業債残高は令和 15 年度がピークになることが予想されます。

図表９　企業債元利償還金の実績と予測

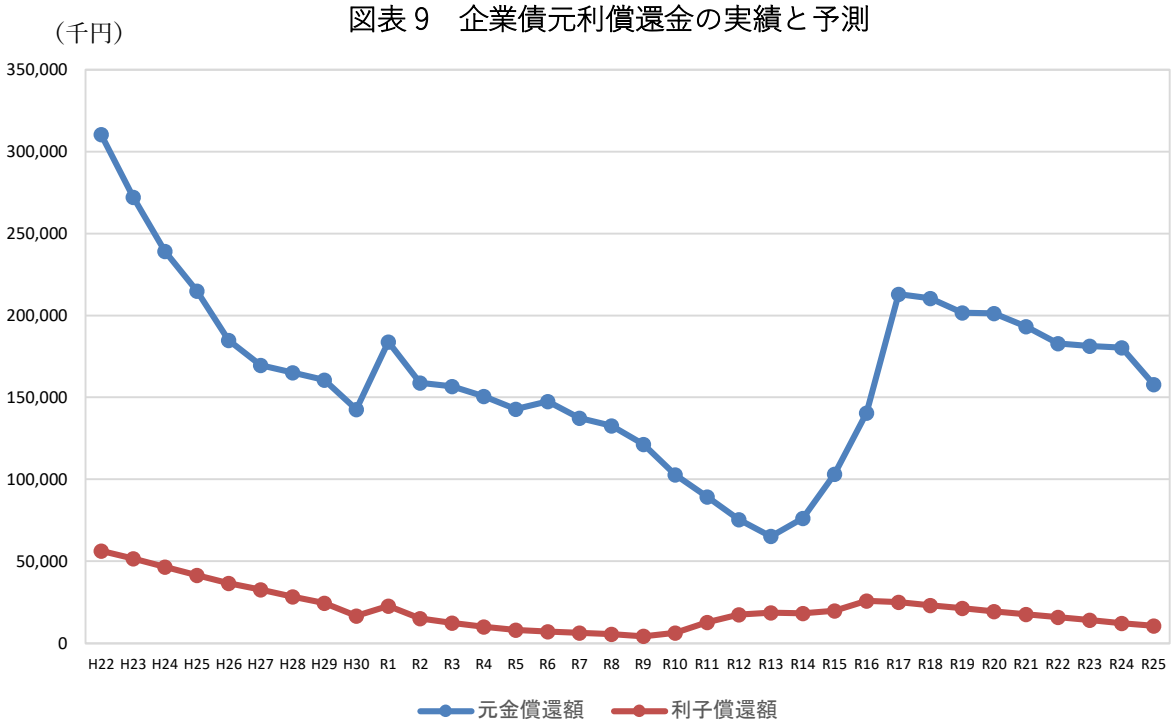

図表 10　企業債残高の実績と予測

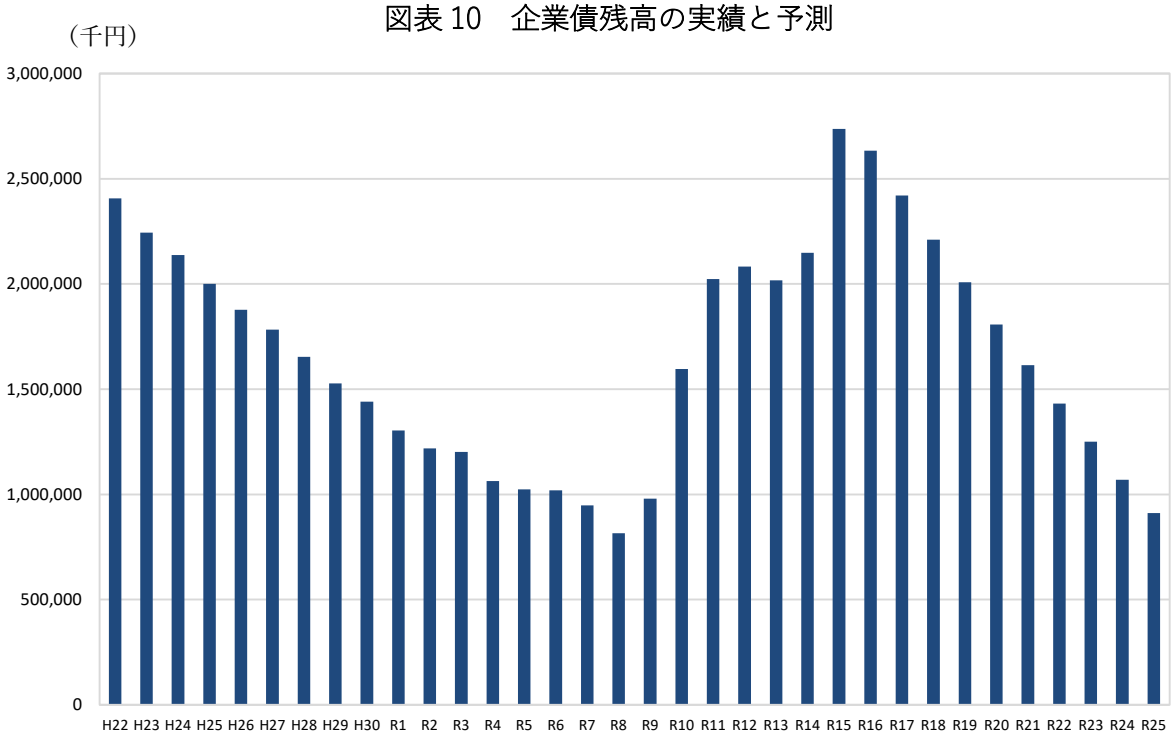

◆繰入金に関する事項

地方公営企業における経費の負担については、一般会計から繰り出す基準を総務省が示しており、この基準に基づく繰入金を「基準内繰入金」、それ以外を「基準外繰入金」として整理しています。

本町の下水道事業は、基準内繰入金のみでは収支の均衡を図れないことから、不足分については基準外繰入金による繰入で賄うこととしています。

また、一般会計からの繰入金は下表のとおり、積算の方法を定め、毎年度、繰入を行っています。

図表 11　池田町下水道事業の一般会計繰入金の種類と積算方法

一般会計繰入金の種類	基準	積算方法
雨水処理負担金	基準内	雨水施設に係る減価償却費、長期前受金戻入、企業債償還利子を基に積算
分流式下水道経費補助金	基準内	下水道事業会計全体の減価償却費、長期前受金戻入、企業債償還利子を基に積算（雨水施設分は除く）
水質規制費補助金	基準内	総係費職員人件費の３ヶ月分
水洗便所等普及費補助金	基準内	総係費職員人件費の３ヶ月分の半額
不明水処理費補助金	基準内	特段の積算方法なし（原則定額）
高資本費対策経費補助金	基準外	操出基準に定められた計算式に基づいて積算された金額の範囲内で原則定額(本町は供用開始後 30 年以上経過していることから基準外の扱いとなる)
過疎債償還金補助金	基準内	過疎債の償還利子の全額
児童手当補助金	基準内	下水道事業から支給する職員の児童手当の全額（３歳未満の場合は 15 分の８）
負担軽減補助金	基準外	特段の積算方法なし（収支不足の補てん額）
一般会計出資金	基準内	過疎債の償還元金の全額

本下水道事業としては、基準内繰入金を適切に受領し、過疎対策事業債の元利償還に対する繰入金も一般会計において普通交付税措置を全額算入できるように繰入を行うこととします。一般会計繰入金の総額では、積算方法に減価償却費や過疎対策事業債元利償還金を根拠にしている項目が多いことから、これらの経費が増加することに伴い、繰入金も増加することとなり、令和 16 年度以降は２億円を超過し、令和 17 年度には元金償還金がピークになることに合わせ、約２億５千万円近くまで増加することが予想されます。

しかし、過疎対策事業債元利償還金の増加に連動して一般会計においては、普通交付税の措置額も増加になることが見込まれることから、一般会計が真の自主財源として負担しなければならない金額はそれほど増えないことが予想され、下水道事業に対する繰入金における一般会計での自主財源負担額は、目標値の 140,000 千円を上回らな

い水準を目標とします。

地方公営企業法の適用を受けた令和元年度以降の一般会計繰入金の実績と予測は、下表のとおりとなります。

図表 12　一般会計繰入金の実績と予測（法適化移行）

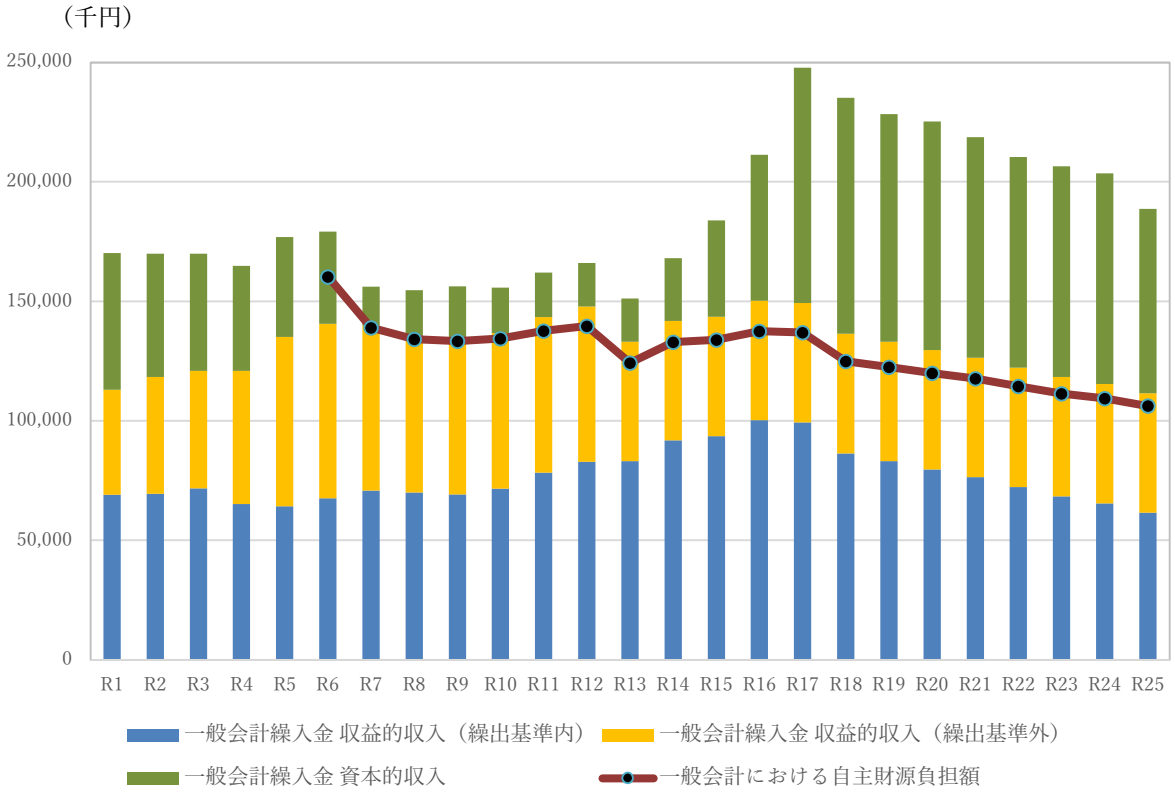

◆資産の有効活用に関する事項

資産の有効活用による収入確保の方策が見込めないため、計画上の収入として算定していません。

◆その他

収支均衡・内部留保資金の確保を目指した収支計画としています。

④収支計画のうち投資以外の経費についての説明

◆民間の活力の活用に関する事項

（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

現状において民間活力に基づく経費節減策は見込めないため、収支計画では積算していません。

なお、現在、建設を計画している新処理場に関し、供用開始後の運転管理業務については、現行の直営体制から民間委託への活用を積極的に検討します。

◆職員給与費に関する事項

人事異動等による効果額を想定できないため、現状人員及び定数を維持した状態で積算しています。

令和６年度は当初予算額で積算し、令和７年度以降は令和６年度予算額をベースに令和５年度平均昇給率 0.36%×４号俸＝1.44%を乗じ、また、昇給停止年齢や定年年齢を加味し各年度で計上しています。

◆動力費、燃料費、光熱水費に関する事項

処理水量に関わらず固定的に発生する経費ですが、近年の物価上昇の影響を鑑み、令和９年度までは令和元年度以降の実績に基づく平均増加率を加味したうえで算定し、その後は平均的な額を定額で算定しています。

また、新処理場の供用開始後、通年運転となる令和 14 年度以降は、新処理場での経費を見込んで算定しています。

◆修繕費に関する事項

現在の処理場に係る修繕費は、新処理場の建設を見据え、令和 10 年度以降は処理場の運転に支障がない範囲で必要最小限の修繕に留めることを基本として定額で計上し、新処理場の供用開始後、通年運転となる令和 14 年度以降は大きな修繕が発生しないことを想定し、減額した費用を定額にて計上しています。

◆その他

法適用化後の令和元年度の平均値を基本に、消費税率 10%での収支及び投資計画とし、以後の税率改正を勘案していません。

（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

◆広域化・共同化・最適化に関する事項

最適化：　現在の処理場は当初計画処理人口約１万人を想定した処理施設で、計画汚水量日最大 8.3 千㎥/日、当時処理方式として主流であった標準活性汚泥法を採用し、昭和 55 年度に１系２池、平成９年度に２系１池を建設しています。

一方、現在の令和７年度事業計画(池田町公共下水道事業計画変更書)では、計画人口約 4,700 人、計画汚水量約 2.6 千㎥/日と当初建設時の３割程度の処理規模となっています。

新処理場の建設に当たっては、現状と将来の人口減少等の社会情勢の変化や執行体制の脆弱化を見据え、適切な処理場諸元、処理方式とする方針とします。

広域化・共同化：令和４年度に策定した「池田町公共下水道基本構想計画」では、他市町村に接続し、本町での汚水処理を廃止、従来の処理場はポンプ場化する案、いわゆる流域接続についての検討を行いましたが、不採用としています。しかし、今後も執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための取り組みの一つとして、料金収納業務の広域化など将来的な連携に向けて調査研究を進め、状況の変化など柔軟に対応していきます。

◆投資の平準化に関する事項

処理場については、「池田町公共下水道基本構想計画」や「池田町公共下水道基本計画」に基づき、現在の施設北側の敷地に全面改築に向けた計画を進めています。

管渠については供用開始から 30 年以上経過し、現況確認を進め効率的かつ計画的な更新計画策定を目指します。

◆民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

現状において、民間活力の導入が難しい事業と判断していますが、可能性の有無を含め継続的に検証していきます。

◆その他の取組

下水道事業の地方公営企業法の適用により、内部留保の活用など会計制度の利点を活かし、事業運営・財源管理を効率的に進めていきます。

②今後の財源についての考え方・検討状況

◆使用料の見直しに関する事項

本町の水道事業は、料金適正化のため「水道料金等審議会」を５年毎に開催しており、前回は令和３年度に開催し、次回は令和８年度の開催を予定しています。水道料金の検討と併せて、下水道使用料についても適正化を図ります。

◆資産活用による収入増加の取組について

処理場は河川敷地の借地のため、独自で土地の有効活用は困難な状況にあります。その他の資産及び副産物の有効活用を中心に検討します。

◆その他の取組

近年、国庫補助金の配分が定められた補助率より減少する傾向にあります。補助金等の増減により投資計画を調整すると更新事業の進行が遅れることから、バランスのとれた無理のない自己資金の投入を検討します。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

◆民間活力の活用に関する事項

（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

現状の民間委託を継続・精査しつつ、その他有効と考えられる手法が確認された場合は検証します。また、新処理場の供用開始に合わせ、維持管理の効率化を図るため、処理場施設の運転管理業務等にかかる民間委託の導入の可能性に向けた研究検討を行います。

◆職員給与費に関する事項

計画期間中は 4 名分（事務職 1 名、技術職 3 名）の職員給与費を算定していますが、業務内容の変化等により必要数に変更が生じた場合は職員配置の見直しを検討します。

◆動力費に関する事項

電力自由化などエネルギー政策等の変化に伴う経費節減策について有効性を比較検討します。今後、新処理場への更新の際は、省エネルギー型の機器導入や下水熱や再生エネルギーの利用方法を研究、検討し、動力費の圧縮を目指します。

◆薬品費に関する事項

従来から単価契約の実施などにより、経費節減に取り組んでいますが、価格動向の把握や安価な製品の確認など、更なる費用の抑制を検討していきます。

◆修繕費に関する事項

施設・設備の老朽化に伴い、突発的な修繕が増えています。修繕引当金を有効に活用しながら、計画的に経費の平準化を図ります。処理場の修繕に関しては、将来の全面改築を見据え、処理運転業務に支障のない範囲で必要最小限の修繕に留めるよう努めます。

◆委託費に関する事項

委託業務は業務内容の精査により経費節減を進めていますが、今後も継続的な取り組みとします。

◆その他の取組

災害及び突発的な修繕に備え、必要となる資機材を貯蔵品として保有することを検討します。

これまでの投資、財源に関する試算に基づき策定した収益的収支及び資本的収支は、39 頁～42 頁の「投資財政計画」のとおりです。

「投資財政計画」の結果概要は下記のとおりです。

◆収益的収支・損益計算書

令和 8 年度まで純利益（黒字）を計上していますが、令和 9 年度からは物価上昇の影響や資金繰りによる一時借入金の利息を計上しているため、純損失（赤字）を計上することが予想されます。

令和 13 年度は既存処理場の運転終了に伴い、減価償却の未償却分（残存価額）を一括して資産減耗費に計上しているため、また、令和 14 年度と令和 15 年度は、現処理場の解体撤去工事費用を特別損失に計上しているため、純損失（赤字）の金額が大きくなっています。令和 13 年度には利益剰余金も底をつき、欠損金が生ずることとなります。

令和 16 年度以降は新処理場の供用開始に伴い、処理場費の委託料や修繕費、動力費が抑制され、純利益（黒字）を計上できる見込みとなりますが、計画期間の令和 25 年度までに欠損金を解消するには至らないことが見込まれます。

◆資本的収支・補てん財源

新処理場の建設に係る工事請負費等の経費は、国庫補助金と起債を財源に全額賄われており、また、企業債償還金も過疎対策事業債の元金償還分を全額、一般会計からの出資金で賄っているため、資本的収支不足額が大きく増加することは想定されません。

資本的収支不足額に対する補てん財源は、減価償却費や長期前受金戻入等の非現金 s 収支を基に計算される損益勘定留保資金が毎年度一定程度発生し、その中で不足額の補てんが可能であることから、計画期間中、補てん財源が不足する状況にはならないことが見込まれます。

◆キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書の見込みでは、新処理場の建設、現処理場の解体撤去に係る工事請負費等の経費は、国庫補助金と起債を財源に全額賄う予定であることから、計画期間中、下水道事業会計の資金が枯渇する状況にならないことが見込まれます。

◆資金不足額

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標の一つである資金不足額は、計画期間中、保有資金を確保できることから、資金不足が生じる見込みはなく、経営健全化計画の策定や地方債協議・許可制度における許可団体への移行は想定していません。

◆収支ギャップの解消に向けた取り組みの方向性

本経営戦略における収支計画では、令和 9 年度から令和 15 年度まで純損失（赤字）を計上しています。計画期間後半は、現処理場の運転終了に伴う解体撤去に係る設計委託料や解体工事費、資産減耗費といった変則的な会計処理を収益的収支に計上しており、また、現処理場解体撤去費用に対し借り入れる起債を収益的収入に計上できな

いことにより、当年度純損失が発生する結果となっています。

このため、計画期間中の収支ギャップを解消することは極めて困難ですが、一時借入金の借入を民間金融機関ではなく、一般会計や水道事業会計などの会計間の資金移動で対応し、借入利息の節減に努めるなど、純損失額の圧縮を目指していくことが重要です。

1－（2）計画期間では、「本経営戦略の計画期間は、令和6年度から令和25年度の20年間の事業計画を見据え、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。」としています。令和15年度までの10年間の投資・財政計画（収支計画）は、39頁から42頁に示していますが、令和16年度以降の収支計画は下表のとおりで、令和16年度以降は純利益（黒字）を計上し、収支ギャップは解消される見込みとなっています。

図表13　令和16年度～令和25年度の収支計画（千円）

	R16	R17	R18	R19	R20
営業収益	90,903	90,189	89,331	88,643	87,974
営業費用	319,372	319,378	285,384	280,564	275,186
営業損益	△228,469	△229,189	△196,053	△191,921	△187,212
営業外収益	267,965	267,069	238,473	232,495	226,053
営業外費用	26,688	25,853	24,022	22,182	20,328
経常損益	12,808	12,027	18,398	18,392	18,513
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	50	50	50	50	50
予備費	500	500	500	500	500
当年度純損益	**12,258**	**11,477**	**17,848**	**17,842**	**17,963**

	R21	R22	R23	R24	R25
営業収益	87,319	86,324	85,342	84,444	82,867
営業費用	271,208	264,940	258,912	255,664	248,761
営業損益	△183,889	△178,616	△173,570	△171,220	△165,894
営業外収益	220,888	214,169	207,590	203,148	196,046
営業外費用	18,481	16,667	14,885	13,102	11,376
経常損益	18,518	18,886	19,135	18,826	18,776
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	50	50	50	50	50
予備費	500	500	500	500	500
当年度純損益	**17,968**	**18,336**	**18,585**	**18,276**	**18,226**

「投資財政計画」における項目ごとの概要は以上ですが、今後、下水道の事業環境はますます厳しくなっていくことが予想されます。このような状況を鑑み、より一層の経営の効率化に取り組んでいくことが重要です。

本町では、下水道使用料は消費税の増税を除きその水準を維持してきました。しかしながら、今後の事業環境の変化から将来的に使用料の見直しが必要になることも考えられます。引き続き、受益者負担の原則のもと公正公平な使用料負担となるよう、汚水処理にかかる費用に対する適切な使用料水準について検証・分析を進めていきます。

◆下水道使用料を改定した場合の収支影響額（家事用）

ⅰ）基本料金を５％値上げした場合（家事用：基本料金 1,623 円⇒1,705 円）

（月額・税込金額）

使用水量　8 ㎥			使用水量　20 ㎥		
現行額	改定額	差額	現行額	改定額	差額
1,623 円	1,705 円	＋82 円	4,059 円	4,141 円	＋82 円

下水道使用料年間増収額　2,100 千円（税抜）

ⅱ）基本料金を 10％値上げした場合（家事用：基本料金 1,623 円⇒1,786 円）

（月額・税込金額）

使用水量　8 ㎥			使用水量　20 ㎥		
現行額	改定額	差額	現行額	改定額	差額
1,623 円	1,786 円	＋163 円	4,059 円	4,222 円	＋163 円

下水道使用料年間増収額　4,300 千円（税抜）

ⅲ）基本料金・超過料金を５％値上げした場合

（家事用：基本料金 1,623 円⇒1,705 円・超過料金 203 円⇒213 円）

（月額・税込金額）

使用水量　8 ㎥			使用水量　20 ㎥		
現行額	改定額	差額	現行額	改定額	差額
1,623 円	1,705 円	＋82 円	4,059 円	4,262 円	＋203 円

下水道使用料年間増収額　4,700 千円（税抜）

ⅳ）基本料金・超過料金を 10％値上げした場合

（家事用：基本料金 1,623 円⇒1,786 円・超過料金 203 円⇒223 円）

（月額・税込金額）

使用水量　8 ㎥			使用水量　20 ㎥		
現行額	改定額	差額	現行額	改定額	差額
1,623 円	1,786 円	＋163 円	4,059 円	4,465 円	＋406 円

下水道使用料年間増収額　9,300 千円（税抜）

6　経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省より、「社会資本整備総合交付金交付要綱の改正について」（令和２年３月31日国官会第29901号）及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（令和２年７月22日国土交通省事務連絡）が通知されていることを踏まえ、同通知に基づき、下水道事業の経費回収率の向上に向けたロードマップを示します。

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項
（令和２年７月22日付事務連絡　国土交通省水管理・国土保全下水道部下水道事業課企画専門官）

「社会資本整備総合交付金交付要綱の改正について」(令和２年３月31日国官会第29901号）において、令和２年度以降、少なくとも５年に１回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定すること等を交付要件としたところです。ここで、ロードマップとは、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」３（１）の経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものを指すこととし、経営戦略を踏まえ投資及び財源における業績目標を設定していただくようお願いします。

また、ロードマップに基づき収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
・令和７年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/㎥未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

（１）これまでの経費回収率の動向

本町の下水道事業は、令和元年度より地方公営企業法の財務規定等を適用することとしており、令和元年度から令和５年度までの経費回収率は下表のとおりとなります。

図表14　経費回収率の実績

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
池田町	98.68%	80.61%	78.83%	75.49%	60.57%
類似団体平均値	86.94%	85.40%	87.80%	86.51%	89.17%

本町の経費回収率は、令和元年度以降、常に100%を下回っており、また、年々減少傾向で、令和５年度には60.57%となっています。類似団体平均値と比較しても令和２

年度以降、下回る値で推移しています。この状況は汚水処理経費が使用料以外の収入によって賄われている割合が大きくなっていることを意味しています。

（２）経費回収率向上に向けたロードマップ

図表 15　経費回収率の向上に向けたロードマップ

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間					見直し										
下水道全体計画					見直し										
下水道事業計画					見直し										
ストックマネジメント計画	第1期				見直し	第2期					第3期				
水道料金等審議会		★					★					★			
下水道使用料改定（必要時のみ）			★					★					★		
経営戦略の見直し							●					●			
新処理場建設実施設計															
新処理場建設工事															
新処理場供用開始															
現処理場解体改造工事															

投資・財政計画（収支計画）に示したとおり、処理場については、「池田町公共下水道基本構想計画」や「池田町公共下水道基本計画」に基づき、現在の施設北側の敷地に全面改築を行う計画を進めていくこととしています。その財源として借り入れた起債の償還は、耐用年数を考慮しながら償還年数を極力長期に設定し、償還金の平準化を図ることによって財務的な安全性を高め、安定経営に努めていくこととします。

下水道使用料の適正化については、本町はこれまでも「水道料金等審議会」を５年毎に開催してきており、次回は令和８年度の開催を予定し、使用料の改定の検討を行っていきます。

使用料改定の検討の際には、併せて経営戦略の見直し作業も行い、その時点での経営状況を確認し、町長部局とも協議を行い、使用料改定の必要性を判断していく予定です。

経費回収率は、令和５年度で 60.57%となっています。

本経営戦略の計画期間最終年度の令和 15 年度に経費回収率が 100%となるように、汚水処理費を全額、下水道使用料で賄うことを想定すると、使用料収入は 40%超の増収が必要となります。

令和 15 年度　　汚水処理費　132,456 千円（計画値）
令和 5 年度下水道使用料収入 93,834 千円
⇒　経費回収率を 100%になるために使用料収入を 132,370 千円とするには、41.2%の値上げをしなければならない。

23 頁に示した十勝管内 18 町村の下水道使用料の比較では、現行でも十勝管内で高水準にある本町の下水道使用料を 40%程度値上げするのは非常に厳しく、また、新処理場の供用が開始することにより汚水処理費が削減されることが予想されるため、本計画期間最終年度の令和 15 年度の経費回収率の目標値を 80%とします。

経費回収率目標値（令和 15 年度）　８０％

（３）経費回収率向上に向けた具体的な取り組み

「５　投資・財政計画（収支計画)」で示した収支計画に基づき、経費回収率を算出すると下表のとおりとなります。

図表 16　現行の収支計画に基づく経費回収率の実績と予測（千円・%）

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
使用料収入(a)	93,892	93,834	92,385	90,771	90,860	89,998
汚水処理費(b)	124,376	154,930	165,462	154,410	152,364	154,762
経費回収率 (a/b)	75.49	60.57	55.83	58.79	59.63	58.15
	R10	R11	R12	R13	R14	R15
使用料収入(a)	89,157	88,336	87,534	86,751	85,986	85,238
汚水処理費(b)	153,575	155,758	157,142	132,083	130,502	132,456
経費回収率 (a/b)	58.05	56.71	55.70	65.68	65.89	64.35

※汚水処理費には、現処理場解体撤去に係る経費（委託料）を除く。

現行の収支計画の状況を踏まえ、経費回収率の目標値への達成を目指すために、下記の項目について取り組みを進めていきます。

①５年に一度、経営戦略の進捗確認・見直しを行い、下水道使用料の改定を検討する。

次回の水道料金等審議会を令和８年度に実施し、必要に応じ、令和 9 年度から下水道使用料の改定を検討する。

使用料の値上げ改定を行った場合、経費回収率に直結し指標が向上することが予想されるが、現行の収支計画には反映していない。

◆下水道使用料改定シミュレーション

ⅰ）令和９年度から基本料金を５％値上げした場合
（家事用：基本料金 1,623 円⇒1,705 円）
下水道使用料増収額　2,100 千円　経費回収率上昇値　1.46％

ⅱ）令和９年度から基本料金を 10％値上げした場合
（家事用：基本料金 1,623 円⇒1,786 円）
下水道使用料増収額　4,300 千円　経費回収率上昇値　2.98％

ⅲ）令和９年度から基本料金・超過料金を５％値上げした場合
（家事用：基本料金 1,623 円⇒1,705 円・超過料金 203 円⇒213 円）
下水道使用料増収額　4,700 千円　経費回収率上昇値　3.26％

ⅳ）令和９年度から基本料金・超過料金を 10％値上げした場合
（家事用：基本料金 1,623 円⇒1,786 円・超過料金 203 円⇒223 円）
下水道使用料増収額　9,300 千円　経費回収率上昇値　6.45％

※下水道使用料増収額：令和９年度の下水道使用料の増収額
※経費回収率上昇値：令和５年度の経費回収率から上昇が想定される値
（令和９年度～令和 15 年度の平均値）

②水洗化率の向上に向け、未接続世帯への啓発を行うと同時に、新たな補助制度等の創設を検討する。

本町の令和５年度末の水洗化率は 95.78％（水洗化済人口 4,383 人／処理区域内人口 4,576 人）と高水準になっており、未接続の世帯数、人口は約 70 世帯、約 190 人となっている。

水洗化率の向上に向けた取り組みは、人口減少に伴う使用料収入の減少幅を抑制する効果があるが、現行の収支計画には反映していない。

家事用における人口１人あたりの年間使用料は約 10,000 円となっている（令和元年度～令和５年度の平均額）。水洗化率が１.0％向上すると水洗化済人口は 45 人程度増加することとなり、下水道使用料増収額は約 450 千円　経費回収率上昇効果は約 0.30％となる。

本町の公共下水道が開始した昭和 59 年度には、水洗式便所へ改造するために要する資金の貸付制度を創設し、水洗化への促進活動や支援を行ってきたが、平成 22 年度を最後に新規貸付者がいない状況が続いたことから本貸付制度を令和５年度で廃止とした。

そのような状況であるが、水洗化率を向上させ、下水道使用料減少幅を抑制するために、未接続世帯へ水洗化の啓発活動を厳然として行う。

③汚水処理費の節減を検討する。

汚水処理費は、「維持管理費」と「資本費」に分類される。

維持管理費：管渠費・処理場費・業務費・総係費 資本費：減価償却費（長期前受金戻入分を除く）、企業債利息 ※それぞれ雨水に係る分は除く

維持管理費は、近年の物価上昇による影響を鑑み計上しており、また、現処理場の著しい老朽化により修繕費用が嵩む状況となっている。しかし、新処理場が令和 13 年度に供用開始されることに伴い、修繕費用のほか、動力費や光熱水費も節減できることが予想され、このことは現行の収支計画には反映している。

資本費は、減価償却費や企業債利息が含まれることから、新処理場の改築事業により大きく影響を受けることとなる。現行の収支計画では、令和 7 年度以降の新処理場改築事業費（資本的支出に計上分）を 35 億 2 百万円と見込んでいるが、この事業費を 10%圧縮した場合、減価償却費（長期前受金戻入分を除く）の削減効果額は約 5,500 千円となり、経費回収率上昇効果は約 2.80%となる。

以上、経営戦略計画期間中に①～③の取り組みを複合的に取り進め、令和 15 年度の経費回収率が 80%に達することを目指していく。

7　経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

（1）経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

この度、改定を行った「池田町下水道事業経営戦略」の次回以降の見直しについては、下水道使用料の妥当性の検証や投資計画の進捗状況等を鑑み、また、33 頁の「経費回収率の向上に向けたロードマップ」に基づいて、毎年度の進捗管理の実施と 5 年ごとの見直しを行い、本経営戦略の事項検証、更新管理を行っていきます。見直しに当たっては、ＰＤＣＡサイクル（計画→実施→検証→改善）に基づき実施します。

なお、自然災害等の突発的な事象が生じた場合は、ロードマップに関わらず適宜見直しを行うこととします。

池田町下水道事業　投資･財政計画

収益的収支

区分 ＼ 年度				令和4年度（2022）決算	令和5年度（2023）決算	令和6年度（2024）決算	令和7年度（2025）決算見込	令和8年度（2026）予算	令和9年度（2027）
収益的収入及び支出	収益的収入	1．営業収益	(A)	101,285	100,958	99,281	97,585	96,222	95,299
		(1) 下水道使用料		93,892	93,834	92,719	91,081	89,745	88,848
		(2) 受託工事収益	(B)						
		(3) 一般会計負担金		6,993	6,724	6,562	6,503	6,476	6,450
		(4) その他の営業収益		400	400		1	1	1
		2．営業外収益		238,006	258,788	270,218	256,461	250,616	246,914
		(1) 補助金		113,870	134,458	144,908	131,404	131,070	127,610
		一般会計補助金		113,870	128,353	133,963	131,404	131,070	127,610
		国庫補助金			6,105	10,945			
		(2) 水道会計負担金		5,693	5,501	5,485	5,249	5,435	5,598
		(3) 長期前受金戻入		113,229	113,731	114,802	114,740	114,107	113,702
		(4) その他		5,214	5,098	5,023	5,068	4	4
		収入計	(C)	339,291	359,746	369,499	354,046	346,838	342,213
	収益的支出	1．営業費用		302,859	334,652	342,698	342,096	334,632	338,281
		(1) 職員給与費		28,975	29,196	29,126	29,672	19,067	19,202
		基本給		12,646	13,341	13,564	13,173	8,660	8,719
		退職給付費							
		その他		16,329	15,855	15,562	16,499	10,407	10,483
		(2) 経費		74,314	104,829	107,471	103,905	106,187	110,206
		動力費		14,532	13,269	13,351	13,998	15,628	15,964
		修繕費		9,134	28,301	14,628	29,670	18,850	19,302
		委託料		23,549	35,334	45,042	25,538	44,394	46,337
		その他		27,099	27,925	34,450	34,699	27,315	28,603
		(3) 減価償却費		199,520	197,302	204,426	207,332	209,302	208,873
		(4) 資産減耗費		50	3,325	1,675	1,187	76	
		2．営業外費用		10,110	9,609	9,572	8,407	9,421	10,987
		(1) 支払利息		9,892	8,041	7,056	8,396	9,370	10,936
		(2) その他		218	1,568	2,516	11	51	51
		3．予備費				500	500	500	500
		支出計	(D)	312,969	344,261	352,770	351,003	344,553	349,769
	経常損益		(C)−(D) (E)	26,322	15,485	16,729	3,043	2,285	△ 7,555
特別利益			(F)		11				
特別損失			(G)	11			50	50	50
特別損益			(F)−(G) (H)	△ 11	11		△ 50	△ 50	△ 50
当年度純利益（又は純損失）			(E)+(H)	26,311	15,496	16,729	2,993	2,235	△ 7,605
繰越利益剰余金又は累積欠損金			(I)	95,279	110,775	125,708	87,320	89,555	81,949
流動資産			(J)	105,586	115,473	136,784	125,374	140,987	173,736
うち未収金				11,037	22,049	14,872	11,120	11,096	11,072
流動負債			(K)	158,429	189,494	162,830	151,296	134,924	115,435
うち建設改良費分									
うち一時借入金									
うち未払金				7,925	34,144	17,485	8,400	8,400	8,400
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）									
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額			(L)						
営業収益−受託工事収益			(A)−(B) (M)	101,285	100,958	99,281	97,585	96,222	95,299
地方財政法による資金不足の比率			((L)/(M)×100)						
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額			(N)						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額			(O)						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模			(P)						
健全化法第22条により算定した資金不足比率			((N)/(P)×100)						

池田町下水道事業　投資･財政計画

収益的収支

（単位：千円，％）

区分			年度	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）	令和13年度（2031）	令和14年度（2032）	令和15年度（2033）
収益的収入及び支出	収益的収入	1．営業収益	(A)	94,406	93,533	92,679	91,851	91,044	90,257
		(1) 下水道使用料		87,971	87,113	86,274	85,453	84,649	83,862
		(2) 受託工事収益	(B)						
		(3) 一般会計負担金		6,434	6,419	6,404	6,397	6,394	6,394
		(4) その他の営業収益		1	1	1	1	1	1
		2．営業外収益		254,703	266,200	262,117	798,821	865,969	279,421
		(1) 補助金		135,527	148,770	146,872	314,171	741,449	154,901
		一般会計補助金		135,527	139,679	146,872	135,535	145,995	154,901
		国庫補助金			9,091		178,636	595,454	
		(2) 水道会計負担金		5,680	5,680	5,680	5,680	5,680	5,680
		(3) 長期前受金戻入		113,491	111,746	109,561	478,966	118,836	118,836
		(4) その他		4	4	4	4	4	4
		収入計	(C)	349,108	359,734	354,796	890,672	957,012	369,678
	収益的支出	1．営業費用		332,548	347,901	326,228	1,034,483	334,997	335,100
		(1) 職員給与費		10,378	10,516	10,657	10,799	10,943	11,089
		基本給		4,223	4,284	4,346	4,409	4,472	4,536
		退職給付費							
		その他		6,155	6,232	6,311	6,390	6,471	6,553
		(2) 経費		113,687	131,876	113,687	102,694	101,687	101,694
		動力費		15,950	15,950	15,950	15,950	14,950	14,950
		修繕費		19,770	19,770	19,770	8,770	8,770	8,770
		委託料		49,337	67,519	49,337	49,337	49,337	49,337
		その他		28,630	28,637	28,630	28,637	28,630	28,637
		(3) 減価償却費		208,482	205,508	201,883	199,627	222,367	222,317
		(4) 資産減耗費					721,362		
		2．営業外費用		16,674	21,752	26,608	28,038	32,139	37,148
		(1) 支払利息		16,623	21,701	26,557	27,987	32,088	37,097
		(2) その他		51	51	51	51	51	51
		3．予備費		500	500	500	500	500	500
		支出計	(D)	349,722	370,153	353,336	1,063,021	367,637	372,748
	経常損益		(C)−(D) (E)	△ 614	△ 10,419	1,460	△ 172,349	589,376	△ 3,071
特別利益			(F)						
特別損失			(G)	50	50	50	357,322	1,190,959	50
特別損益			(F)−(G) (H)	△ 50	△ 50	△ 50	△ 357,322	△ 1,190,959	△ 50
当年度純利益（又は純損失）			(E)+(H)	△ 664	△ 10,469	1,410	△ 529,671	△ 601,583	△ 3,121
繰越利益剰余金又は累積欠損金			(I)	81,285	70,817	72,227	△ 457,444	△ 1,059,027	△ 1,062,148
流動資産			(J)	210,253	278,115	318,511	371,854	489,899	532,469
うち未収金				11,048	11,024	11,000	10,976	10,952	10,928
流動負債			(K)	101,056	87,083	74,213	67,781	100,717	180,752
うち建設改良費分									
うち一時借入金									
うち未払金				8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$）							498.03	1163.21	1176.81
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額			(L)						
営業収益－受託工事収益			(A)−(B) (M)	94,406	93,533	92,679	91,851	91,044	90,257
地方財政法による資金不足の比率			((L)/(M)×100)						
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額			(N)						
健全化法施行規則第６条に規定する解消可能資金不足額			(O)						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模			(P)						
健全化法第22条により算定した資金不足比率			((N)/(P)×100)						

池田町下水道事業　投資･財政計画

資本的収支

区分 ＼ 年度			令和4年度（2022）決算	令和5年度（2023）決算	令和6年度（2024）決算	令和7年度（2025）決算見込	令和8年度（2026）予算	令和9年度（2027）
資本的収入	資本的収入	1．企業債	11,600	104,100	112,600	112,000	74,300	612,500
		うち資本費平準化債	9,700	900	56,900	44,000	39,600	
		2．他会計出資金	43,935	41,829	38,590	16,369	19,653	21,331
		3．他会計補助金						
		4．他会計負担金	5,350	5,534	5,962	7,350	7,225	7,329
		5．他会計借入金						
		6．国（都道府県）補助金	8,305	62,545	31,500	60,000	30,000	612,500
		7．固定資産売却代金						
		8．工事負担金	693	214	154	154	154	154
		9．その他						
		計 (A)	69,883	214,222	188,806	195,873	131,332	1,253,814
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
		純計 (A)-(B) (C)	69,883	214,222	188,806	195,873	131,332	1,253,814
	資本的支出	1．建設改良費	27,080	202,353	118,667	139,877	77,152	1,240,512
		うち職員給与費	7,275	7,202	7,803	10,471	10,320	10,469
		2．企業債償還金	150,741	142,873	147,498	137,272	134,830	124,259
		3．他会計長期借入返還金						
		4．他会計への支出金						
		5．その他						
		計 (D)	177,821	345,226	266,165	277,149	211,982	1,364,771
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			107,938	131,004	77,359	81,276	80,650	110,957
補塡財源		1．損益勘定留保資金	98,990	86,896	64,678	75,474	69,469	54,817
		2．利益剰余金処分額	1,796	41,381				
		3．繰越工事資金						
		4．その他	7,152	2,727	12,681	5,802	11,181	56,140
		計 (F)	107,938	131,004	77,359	81,276	80,650	110,957
補塡財源不足額 (E)-(F)							△ 0	
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)			1,062,770	1,023,997	989,099	963,827	903,297	1,391,538

○他会計繰入金

区分 ＼ 年度	令和4年度（2022）決算	令和5年度（2023）決算	令和6年度（2024）決算	令和7年度（2025）決算見込	令和8年度（2026）予算	令和9年度（2027）
収益的収支分	120,863	135,077	141,980	137,907	137,546	134,060
うち基準内繰入金	65,177	64,198	67,616	69,816	72,273	71,787
うち基準外繰入金	55,686	70,879	74,364	68,091	65,273	62,273
資本的収支分	43,935	41,829	38,590	16,369	19,653	21,331
うち基準内繰入金	1,391		18,590	16,369	19,653	21,331
うち基準外繰入金	42,544	41,829	20,000			
合計	164,798	176,906	180,570	154,276	157,199	155,392

池田町下水道事業　投資･財政計画

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）	令和13年度（2031）	令和14年度（2032）	令和15年度（2033）
資本的収支	資本的収入	1．企業債	395,000	598,000	143,000			
		うち資本費平準化債						
		2．他会計出資金	19,444	18,989	18,475	18,432	26,606	40,655
		3．他会計補助金						
		4．他会計負担金	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
		5．他会計借入金						
		6．国（都道府県）補助金	395,000	598,000	143,000			
		7．固定資産売却代金						
		8．工事負担金	154	154	154	154	154	154
		9．その他						
		計 (A)	816,998	1,222,543	312,029	25,986	34,160	48,209
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
		純計 (A)-(B) (C)	816,998	1,222,543	312,029	25,986	34,160	48,209
	資本的支出	1．建設改良費	805,621	1,211,621	301,621	17,821	15,621	15,621
		うち職員給与費	10,620	10,620	10,620	10,620	10,620	10,620
		2．企業債償還金	104,770	91,171	77,198	64,328	57,896	90,832
		3．他会計長期借入返還金						
		4．他会計への支出金						
		5．その他						
		計 (D)	910,391	1,302,792	378,819	82,149	73,517	106,453
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)			(E) 93,393	80,249	66,790	56,163	39,357	58,245
補塡財源		1．損益勘定留保資金	57,030	25,432	53,336	55,509	38,903	57,791
		2．利益剰余金処分額						
		3．繰越工事資金						
		4．その他	36,363	54,817	13,454	654	454	454
		計 (F)	93,393	80,249	66,790	56,163	39,357	58,245
補塡財源不足額 (E)-(F)								△ 0
他会計借入金残高 (G)								
企業債残高 (H)			1,681,768	2,188,597	2,254,398	2,190,071	2,132,175	2,041,342

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）	令和13年度（2031）	令和14年度（2032）	令和15年度（2033）
収益的収支分		141,961	146,098	153,276	141,932	152,389	161,295
	うち基準内繰入金	79,688	83,825	91,003	91,932	102,389	111,295
	うち基準外繰入金	62,273	62,273	62,273	50,000	50,000	50,000
資本的収支分		19,444	18,989	18,475	18,432	26,606	40,655
	うち基準内繰入金	19,444	18,989	18,475	18,432	26,606	40,655
	うち基準外繰入金						
合計		161,405	165,088	171,751	160,364	178,995	201,949